

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※343ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	4 章	化学物質の環境リスクの評価・管理
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	2,857	3,431	3,169	
	一般会計	2,857	3,431	3,169	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明及び高濃度汚染対策の実施。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 21 年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。 ○平成 21 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、23 物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめ、公表した。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約 100 検体について分析を行った。

○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成 22 年度より開始される本格実施に向け、平成 21 年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。

【環境リスクの管理】

○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020 年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第 171 回通常国会で成立し、平成 21 年 5 月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。

○化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して 150 物質について既存点検を行った。Japan チャレンジプログラムについては、平成 22 年 3 月末時点でスポンサー登録された物質数は 101 物質(そのうち 5 物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約 8 割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は 55 物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は 26 物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) 第 4 回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名 PFOS) 等 12 物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)については、平成 22 年 2 月に PRTR データの第 8 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成 20 年 11 月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとの PRTR データの公表を受け、PRTR データの利用促進方策について検討を行った。

○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量 4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。

【リスクコミュニケーションの推進】

○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進めている。

【国際協調による取組】

○UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。

○UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。

○POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成 21 年 5 月に開催された条約締約国会議に条約の有効性評価の為のデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。

○第 3 回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第 3 回日中韓 GHS 専門家会合を始めた日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。

【国内における毒ガス弾等対策】

○茨城県神栖市の事案について、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施し、21 年 4 月から平成 22 年 2 月までに総ヒ素量として 107.18kg を地下水から回収し、その結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められた。

○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究が進められた。

○民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、掘削確認調査を実施し、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される 90 mm 迫撃砲弾 171 発、通常弾 46 発を安全に回収し、被害等の未然防止が図られた。また、愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管し、被害の未然防止が図られた。

○千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性のある筒状の物体 61 個が発見され、これを回収し、環境汚染の未然防止が図られた。



④今後の主な課題

【環境リスクの評価】

- 一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ材料の人や生物へのリスクの把握が引き続き課題。
- 環境リスク初期評価については、適切なばく露データ及び毒性データの集積、リスク評価手法の改善、より様々な分野におけるリスク評価結果の活用をさらに進めていくことが課題。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、平成21年5月に成立した改正化審法に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。
- Japan チャレンジプログラムについては、安全性情報収集計画書・報告書の提出を加速化するとともに、収集された安全性情報に基づき、平成24年度までに国が評価を着実に進めることが課題。また、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。
- PRTR データの多面的な利用を図ることが課題。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化学物質環境実態調査の調査対象物質の選定方法を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していくことが課題。
- POPs 条約の対象物質に追加された PFOS 又はその塩について、厳格な管理の下で限定的な用途のみに使用するようになることが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

- リスクコミュニケーションを必要としている主体、必要とされる場面等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策の見直しが必要。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援が課題。
- ファシリテーターの人材の確保に向けた取組が必要。

【国際協調による取組】

- SAICM に係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。
- 国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課題。
- 関係各主体と連携し、諸外国の制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。
- 日中韓における適正な化学物質管理の向上を図ることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業については、これまでの調査の結果、ジフェニルアルシン酸による慢性的な健康影響の可能性のあることから、事業を引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。
- 神栖市の事案について、高濃度汚染対策として地下水の処理を継続し、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策を実施することが必要。
- 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における土地改変の機会を捉えた環境調査の実施。
- 千葉市の事案について、回収された砲弾の処理に向け、施設的设计着手等が必要。
- 動物実験や疫学調査を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明に努める。



⑤今後の主な取り組み

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ材料の人や生物へのリスク評価手法の調査検討を行う。
- 環境リスク初期評価については、引き続きPRTRデータやシミュレーションモデル等をも活用し、ばく露データ・毒性データの充実を図り、より確実性の高い環境リスク初期評価調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、改正法に基づき、WSSD2020年目標の達成に向けて、既存化学物質を含むすべての化学物質に対するスクリーニング、リスク評価について、効率的な手法を確立し、第3種監視化学物質に対して開始する。
- PRTRデータの多面的な利用を推進する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協働を推進していく。
- POPs条約の対象物質に追加されたPFOS又はその塩については、限定的使用の際に遵守すべき技術上の基準を策定し、その周知徹底を図る。

【リスクコミュニケーションの推進】

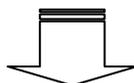
- 地域や事業者のニーズ等を踏まえたリスクコミュニケーションの推進方策を検討し、実施していく。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
- ファンリテーターの確保に向けた取組を進める。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より一層のリスクコミュニケーションの普及を図る。また、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 2010年6月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。
- 廃棄物分野における水銀パートナーシップのリードを務める等、水銀管理に関する国際的取組の推進に貢献する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を引き続き実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、21年度に追加したモニタリング孔を含め、着実にモニタリングを実施する。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、回収された化学弾の可能性のある砲弾の無害化処理実施に向け、施設設計等に着手する。
- ラットを用いたジフェニルアルシリン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシリン酸等の慢性毒性の解明を図る。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	1-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 6-1	環境リスクの評価						
	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章第1節 化学物質の環境リスク評価						
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室						
指標の名称及び単位	①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数()は行政需要としての調査目標値[物質] ②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	345(345)	379(379)	330(330)	344(344)	H21年度	220
	②	29	29	32	33	(※毎年度更新)	23
目標を設定した根拠等	基準年	①②H16年度		基準年の値	①153	②57	
	根拠等	①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第13回)資料(平成20年2月22日) ②環境リスク等初期評価を年20物質程度実施					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度については、47種の化学物質の一般環境中における残留実態を把握し、各種化学物質に係る施策に活用された。 ○平成21年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の23物質に対し、23物質の環境リスク等初期評価結果を取りまとめた。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、1物質について、当該物質を含有する蓋然性が高い製品のうちの約100検体について分析を行った。 ○「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」については、平成22年度より開始される本格実施に向け、平成21年度においては、パイロット調査の実施や、データや生体試料を保存するための施設整備を行った。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成21年度は、目標値220物質を達成した。 ○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署におけるより詳細なリスク評価等の検討などのための重要な科学的知見として行政施策に活用されており、着実に進めていく必要がある。今後も、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、ばく露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとした物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく必要がある。 ○環境リスク初期評価の結果について、国民にわかりやすい形で提示し、理解を促す必要がある。 ○生態リスク評価の対象生物を拡大について調査検討を行い、生物の保全に資する必要がある。 ○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの 						

懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。

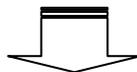
- エコチル調査では、現在日本の子どもに起こっている心身の異常の増加に関して大規模・長期の疫学調査により原因究明を行う。特に環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにし、適切なリスク管理体制の構築に繋げる。

【有効性】

- 化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)の対象物質選定や有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質などの選定、化審法における特定物質指定などの基礎資料として、種々の施策の策定に活用されている。
- 環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、詳細な評価の候補物質とされた物質の環境省内関係部署におけるより詳細な評価等の検討などに活用され、環境経路による化学物質による影響の未然防止に資している。
- 製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、有害化学物質を含む可能性のある製品による環境リスクの低減に資する。
- エコチル調査を実施することで、子どもの発育に影響を与える化学物質等の環境要因が明らかになり、子どもの健康を守るためのリスク管理体制を通じて次世代育成に係る健やかな環境の実現を図ることができる。

【効率性】

- 環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、物質特性による同時分析の可能性などを十分に検討した上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。
- 環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、評価対象物質の選定にあたり、省内関係部局からの要望調査を行い、これをとりまとめて実施することで、省内でのリスク評価の効率的な実施に資している。また評価の実施にあたって、民間事業者の活用とその選定の際の競争入札や公募方式の活用、関係部局の協力による効率的な必要データ収集等により、効率的な実施を図っている。
- 製品モニタリングの対象物質・製品については、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定することで、より高いリスクを持つ製品についてのモニタリングを行えるようにしている。また業者選定にあたっては競争入札を行うことで、費用対効果に優れたモニタリングを実施している。
- エコチル調査は平成 22 年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定しており、実際の調達に当たっては競争入札による効率的な実施を図る。



<今後の展開>

- 引き続き化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。
- 環境リスク初期評価については、PRTRデータやシミュレーションモデルなども活用しながら、必要な露データ、毒性データの充実を図り、リスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施するとともに、過去にリスク初期評価を実施した物質のうち、当時、当面の作業を要しないとされた物質についても、当該物質の生産量や使用状況を踏まえ、再評価を進めていく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

目標 6-2	環境リスクの管理							
	化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章第2節 化学物質の環境リスクの管理							
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室							
指標の名称及び単位	①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質] ②PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン] ③(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計)[物質] ④(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数[件] ⑤(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[pg-TEQ/kg/日] ⑥(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回] ⑦(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	63	85	109	134	150	H20 年度	130
	②	41,071	37,151	35,028	30,205	-	-	-
	③	75	77	81	95	101	H20 年度	約 160
	④	307	243	230	149	16	-	-
	⑤	1.22	1.06	1.13	0.937	-	-	4
	⑥	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	各年度	各年度1回
	⑦	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回		
目標を設定した根拠等	基準年	①H16 年度 ③H17 年度 ⑥、⑦H14 年度		基準年の値	①38 ②75			
	根拠等	①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会) ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム) ⑥、⑦PRTR データの届出・集計・公表は毎年度1回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年1回作成・公表することとなる。						
評価・分析	【達成の状況】 ○WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の改正法が第171回通常国会で成立し、平成21年5月に公布されたことを受け、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価手法を検討した。 ○化審法に基づく新規化学物質の厳正な審査を行うとともに、既存化学物質の点検等を着実に実施し、累計して150物質について既存点検を行った。Japan チャレンジプログラムについては、平成22年3月末時点でスポンサー登録された物質数は101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)であり、スポンサーを募集した物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に公開した化審法データベース(通称:J-CHECK)の掲載内容の更なる充実を図った。 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)第4回締約国会議において新たに廃絶・制限の対象物質とすることが決定されたペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)等12物質について、当該条約の国内担保法である化審法において第一種特定化学物質に追加するなど、製造・輸入の規制のために必要な措置を講じた。 ○化管法については、平成22年2月にPRTRデータの第8回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。平成20年11月の化管法対象物質の見直し及び第一種指定化学物質等取扱事業者になり得る業種への医療業の追加を内容とする化管法施行令の一部改正について、関係資料の配付等や、事業者・地方公共団体への周知等を行った。また、個別事業所ごとのPRTRデータの公表を受け、PRTRデータの利用促進方策について検討を行った。 ○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。							

【必要性】

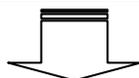
- WSSD2020 年目標の達成に向け、改正化審法の円滑かつ適正な施行のため、すべての化学物質に対するスクリーニング評価及びリスク評価を行う必要がある。
- 化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に基づき、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。
- POPs 条約において新たに廃絶・制限の対象物質となった PFOS 又はその塩等 12 物質について、当該条約の国内担保法である化審法において、厳格な管理措置を講じる必要がある。
- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。
- ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

【有効性】

- 既存化学物質等の生態毒性試験については、平成21年度には16物質について新たに生態毒性試験を実施し、平成16年度から6年間で計150物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展しており、平成22年3月までのスポンサー登録数は、101物質(そのうち5物質は優先情報収集対象物質リスト外)となり、スポンサー登録が必要な物質の約8割に達した。スポンサーからの安全性情報収集計画書の提出は55物質(草案を含む)、安全性情報収集報告書の提出は26物質(草案を含む)であった。
- 平成21年5月に成立した改正化審法下におけるスクリーニング評価及びリスク評価手法については、関係省庁と連携しながら、検討を開始した。
- PFOS 又はその塩等新たに POPs 条約の廃絶又は制限すべき化学物質の対象となった12物質については、平成21年10月に化審法施行令の改正を行い、第1種特定化学物質に指定するなど必要な規制措置を講じることで、POPs 条約の国内担保を図った。
- 平成22年2月に PRTR データの第8回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- 平成20年度のダイオキシン類の一日摂取量0.937pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【効率性】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担し、競争入札を活用した毒性試験を実施することで効率的な安全性点検を行うとともに、Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、民間からも毒性試験結果が提出されるよう取り組み、効率化を図ってきた。
- 平成21年5月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。この化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討業務については、業者選定にあたって競争入札を行うことで、費用対効果に優れた検討を実施している。
- PRTR 制度に基づく取組については、約4万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。また、外部の請負業者の選定に当たっては、原則として競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。平成21年度からは、モニタリング調査と同一契約内で執行する工夫をし、またモニタリングの対象サンプル数を削減した。



<今後の展開>

- 化審法については、今後、審査・規制制度を適正かつ着実に運用するとともに、既存化学物質を含むすべての化学物質について一定数量以上の製造・輸入を行う事業者に毎年度その数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めること等により、安全性評価を着実に実施し、我が国における厳格な化学物質管理をより一層推進する。
- 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japan チャレンジプログラム）を通じて収集した情報については、国が評価を進めるとともに、引き続き国民に対し分かりやすく情報発信を行う。
- 改正化審法の円滑かつ効率的な運用に向け、スクリーニング評価及びリスク評価方法の確立等の整備を行い、第三種監視化学物質のスクリーニング評価を開始する。
- 第一種特定化学物質のうち、限定的な用途については使用が認められた PFOS 又はその塩については、厳格な管理の下で使用するよう、遵守すべき技術上の指針及び表示事項の策定等必要な措置を講じる。
- PRTR制度について、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用する。また、PRTR データの多面的利用を推進する。
- ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。

目標 6-3	リスクコミュニケーションの推進							
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第4章4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション							
関係課・室	環境安全課							
指標の名称及び単位	①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質] ②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	159(※)	209(※)	259(※)	309(※)	343(※)	H22 年度	343(※)
	②	4	3	1	2	2	—	2
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (※)作成済物質の情報更新を含む						
評価・分析	【達成の状況】 ○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から「様々な化学物質施策の理解の促進が図られた」と高い評価を得、目標達成に向け進展があった。							
	【必要性】 ○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、 ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備 ・「対話の推進」に資する人材育成等 ・市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」							

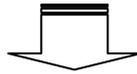
を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

【有効性】

- 化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。
- 円卓会議については、60～100 名程度の参加者(傍聴者)がある。アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成 17 年度からは地方開催を行っており、平成 21 年度は、より多くの国民へ参加の機会を提供するため大阪で開催した。
- この他、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施している。平成 21 年度は化学物質アドバイザーの派遣を合計 41 回派遣実施しており、利用者からも高い評価を得ている。
- 化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

【効率性】

- PRTR や化学物質環境実態調査等に係るホームページや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。また、事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。



<今後の展開>

- 化学物質ファクトシートの作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。
- 市民の関心の高い化学物質の環境リスクの解説等を行う化学物質環境リスク時事解説書の作成等により、国民一般へのより一層の理解を促進する。
- 地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進する際の支援として、地方公共団体がリスクコミュニケーションを推進するうえで参考となるマニュアルである「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」を改訂する。
- 引き続き化学物質と環境円卓会議を開催しつつ、「リスクコミュニケーションの場」として求められる役割の検討を行う。
- 上記の他、成果物の広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

目標 6-4	国際協調による取組 化学物質関係の各条約(POPs 条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、PIC 条約(国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約))に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第 4 章第 5 節 国際的動向と日本の取組
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室
	【達成の状況】 <ul style="list-style-type: none">○UNEP 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。○UNEP における水銀廃棄物管理に関するパートナーシップにおいて、BAT(利用可能な最良の技術)/BEP(環境のための最良の慣行)に関するガイダンス文書の策定を主導したほか、水銀等有害金属の高精度環境監視を実施するなど、国際的な有害金属対策に貢献した。○POPs 条約については、条約の有効性評価に資するため、東アジア地域における POPs モニタリングを推

	<p>進する目的で東アジア POPs モニタリングワークショップを開催している。平成21年5月に開催された条約</p>
<p>評価・分析</p>	<p>締約国会議に条約の有効性評価の為にデータとして国内及び東アジアにおける POPs モニタリングの結果を提出した。</p> <p>○第3回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第3回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換等を実施した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○地球規模での化学物質に関する取組として SAICM があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。</p> <p>○UNEP においては、地球規模での有害金属による汚染の防止に関する対策が検討されており、これらの動向に対応するため、環境モニタリング等の調査研究を進める必要がある。特に水銀に関しては、水銀管理に関する条約を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して 2010 年に交渉を開始し、2013 年までのとりまとめを目指すことが合意されており、関連する交渉に貢献するとともに、我が国としての対応を検討する必要がある。</p> <p>○POPs 条約に対しては、新しい物質の条約対象物質への追加等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。</p> <p>○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。</p> <p>○GHS に対しては、国が分類を実施するとともに、その結果を公表し、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。</p> <p>○OECD 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。</p> <p>○平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。</p> <p>【有効性】</p> <p>化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。</p> <p>○SAICM の進捗状況等についての検討や今後の新規の課題等について議論するために開催された第2回国際化学物質管理会議において、国際的には、アジア・太平洋地域代表として副議長を務めるなど、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。また、アジア・太平洋地域の二カ国(タイ及びブータン)における SAICM 実施の支援を行った。</p> <p>○国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた公開作業グループにおいて副議長を務めるなど、関連する議論に積極的に貢献した。また、水銀廃棄物管理に関するパートナーシップのリードとして、国内において会合を開催し BAT/BEP ガイダンス文書等に関する議論を行った。</p> <p>○POPs 条約については、条約の第4回締約国会議に出席し条約への物質の追加等に関する議論に参加・貢献した。また、POPs 検討委員会に提案された 3 物質の条約対象物質への追加について検討を行った。さらに、従来からの国内、東アジア地域における POPs モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。</p> <p>○PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。</p> <p>○GHS に対しては、99 物質について過去の国による分類結果を見直すとともに、新たに 266 物質について分類を実施し、その結果を公表した。</p>

	<p>○OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。</p> <p>○日中韓三カ国の情報交換については、第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを中国北京市において開催した。また、第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間における GLP 制度の在り方や GHS 分類の違いの原因等について情報交換をすることができ、期待通りの結果が得られた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○SAICM や GHS 及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs 条約・PIC 条約・OECD への対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効率的に対応した。事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>○第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログおよび第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓の REACH への対応戦略に関するセミナーのいずれも同時期に開催することで、個別に会議を開催する際に発生する重複費用を削減した。</p>
--	--



<今後の展開>	
	<p>○SAICM 国内実施計画の策定を進める。また、引き続き途上国における SAICM 実施に係る支援等を行いつつ、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。</p> <p>○2010 年 6 月から開始される国際的な水銀の管理に関する条約の制定に向けた交渉において、第2回政府間交渉委員会の国内開催やアジア太平洋地域のコーディネーターの役割を通して、関連する議論を主導するとともに、我が国としての対応の検討を行う。また、有害金属の環境監視を引き続き行い、国際的取組のための科学的知見を充実させる。</p> <p>○新たに POPs 条約に追加された物質群のモニタリング等の対応を実施するとともに、POPs 条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直し等の国内対応を推進する。</p> <p>○GHS の普及のため、対象となる物質の分類を引き続き行うなど、関連する国内の取組を強化する。</p> <p>○OECD 等についても、引き続き、やテストガイドラインの新規検討等の必要な検討及び対応を行う。</p> <p>○日中韓の情報交換については、平成 22 年度に第 4 回日中韓化学物質政策ダイアログを日本において開催する。</p>

目標 6-5	国内における毒ガス弾等対策
	平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第 5 章第 6 節 国内における毒ガス弾等に係る対策
関係課・室	環境リスク評価室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物による地下水汚染源周辺地域において高濃度汚染対策を実施している。具体的には、平成 21 年 4 月～5 月末にかけての予備運転を経て、同年 6 月から高濃度汚染地下水を揚水・処理する本格運転を実施しており、同年 4 月から平成 22 年 2 月までの総ヒ素回収量は 107.18kg に達している。この結果、周辺地下水のモニタリングによって有機ヒ素濃度が低下傾向にあることが認められ、成果があった。</p> <p>○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業や、ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験の実施、診療記録の収集など、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象として、治療を促す措置を進めるとともに、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。</p>

- 民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、平成20年度及び平成21年度に実施した物理探査等調査の結果を踏まえ、平成22年1月から3月にかけて砲弾等が存在する可能性が否定できない207箇所の検知点について掘削確認調査を実施した。その結果、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される90mm迫撃砲弾171発、通常弾46発を安全に回収し、前者については安全に一時保管した(複数の砲弾が発見された地点があるため、発見された砲弾の発数と検知点数は一致していない。)
- 愛知県田原市において、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、当該砲弾を安全に一時保管する措置を実施した。
- 平成15年に実施したフォローアップ調査で、A事案(毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案)に該当する区域に設定された千葉県習志野市において、土地改変に係る環境調査等を実施したところ、旧軍の有毒発煙筒の可能性のある筒状の物体61個が発見され、これを回収した。

【必要性】

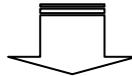
- 茨城県神栖市の事案については、平成15年3月に飲用井戸水から有機ヒ素化合物が検出されたことから、当該物質に起因する健康影響に係る緊急措置及び周辺地域の地下水モニタリングを実施するとともに、依然として地下水から高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域については、汚染の拡大防止及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を行う必要がある。
- 千葉県千葉市の事案については、旧軍毒ガス弾の可能性が高いと判断される90mm迫撃砲弾171発が回収されたことから、引き続き当該砲弾を安全に一時保管するとともに、安全・確実な技術に基づき、適切な無害化処理に向けた取組を実施する必要がある。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する必要がある。
- 平成15年に実施したフォローアップ調査で、A事案に該当する区域における土地改変に際しては、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るため、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査等を実施する必要がある。

【有効性】

- 茨城県神栖市の事案における高濃度汚染対策は、有機ヒ素に汚染された地下水の拡散を防止する効果があり、また、周辺地域において地下水モニタリングを実施することによって汚染状況を確実に把握することによって新たな健康影響の発生防止に資することができ、周辺住民の安心・安全に寄与するものである。
- A事案に該当する区域については、舗装等がなされていた土地の改変時(掘削を伴う施工工事等の実施時)における安全確保を目的とした土地改変指針を策定しており、これに基づき実施する所要の環境調査等では、旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があり、また、指針策定後旧軍毒ガス弾等による被害は出ていないことから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止のために有効である。
- 民有地から旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、物理探査等調査の結果を踏まえ、検知点の掘削確認調査により、旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾や通常弾を安全に発掘・回収しており、被害の未然防止のために有効であった。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 毒ガス情報センターでは、ホームページやパンフレット等を通じて、旧軍毒ガス弾等に係る情報を発信するとともに、旧軍毒ガス弾等の発見情報への対応及びA事案区域内の土地改変に係る問い合わせへの対応や所要の環境調査を実施することで、センター設置後、旧軍毒ガス弾等による被害は出ておらず、また、A事案区域内の土地改変時の環境調査で旧軍の毒ガス兵器等を現に回収した事例があることから、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に役割を果たしている。

【効率性】

- 政府一体として関係省庁の協力を得て、また、都道府県等地方自治体の協力も得ながら対策を進めている。
- 対策の推進にあたっては、外部の有識者等専門家の知見を最大限活用した。また、調査計画の立案にあたっては、例えば環境調査において土地所有者や専門家等と十分な意思疎通を図ることにより、調査区域の土壌の性状・地歴を踏まえつつ、調査対象の特性に応じた調査手法を適用し、調査日数や調査範囲を必要最低限にする等、効率的な調査を行っている。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては競争入札を行い、費用対効果の優れた調査を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用し、検討会等で調査研究計画を立案し、効率的に病態や治療法等の研究を進めた。



<今後の展開>

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するとともに、高濃度汚染対策及び地下水モニタリングを継続的に実施する。
- A事案区域に該当する寒川町、平塚市、習志野の各事案について、土地所有者からの要望を踏まえ、所要の環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、発掘回収された旧軍毒ガス弾の可能性のある砲弾の無害化处理の実施に向けた取組を推進する。また、本事案に関しては、今後も、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止の観点から、所要の取組を実施する。
- 毒ガス情報センターによる活動を通じ、旧軍毒ガス弾による被害の未然防止に資する。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

⑦予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等										
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)										
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)										
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)										
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21			H22			H23 反映		
6-1	①化学物質複合影響評価等調査費	8	21	→						
	②化学物質環境リスク初期評価関係経費	152	151	→						
	③小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査(小児環境保健研究プロジェクト)	961	0	×						
	④POPs(残留性有機汚染物質)条約対応関係事業	196	220	→						
	⑤化学事故総合対策検討調査	9	0							
	⑥環境汚染等健康影響基礎調査費	339	347	→						
	⑦化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	424	424	→						
	⑧子どもの健康と環境に関する全国調査に係る企画調査等業務	0	96	→						
6-2	①PRTR制度運用・データ活用事業(統合:6-3①)	204	186	→						
	②ダイオキシン類総合調査費	102	94	↓						

	③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	433	430	↑
6-3	①化学物質環境安全社会推進費(H22 名称変更:PRTR制度運用・データ活用事業)(統合:6-2①)	73	50	×
6-4	①国際分担金等経費	29	27	→
	②化学物質国際対応事業費	37	86	↓
	③水銀規制に関する条約制定推進事業	0	0	新
6-5	①茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策	889	897	→
	②千葉市における旧軍毒ガス弾による被害の未然防止を図るため行う掘削確認調査等	0	40	↑

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
6-1 ③	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	6-1 ⑧子どもの健康と環境に関する全国調査に係る企画調査等業務において継承・発展させていく。
6-3 ①	環境省行政事業レビューを踏まえ、事業の見直しを行ったため。	事業を一旦廃止したうえで、類似の事業(6-2①PRTR制度運用・データ活用事業)と統合し、効率化を図る。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標の解説
6-1-①	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数
6-1-②	環境リスク等初期評価実施物質数
6-2-①	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
6-2-②	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
6-2-③	(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
6-2-④	(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数
6-2-⑤	(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量
6-2-⑥	(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
6-2-⑦	(参考)PRTR データの集計等及び公表
6-3-①	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
6-3-②	(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数
指標の解説	<p>6-1-①:化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数</p> <p>6-1-②:環境リスク等初期評価を実施した物質数</p> <p>6-2-①:既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数</p> <p>6-2-②:PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量</p> <p>6-2-③:Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告</p>

	<p>書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われる物質数</p> <p>6-2-④: 化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。</p> <p>6-2-⑤: ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量</p> <p>6-2-⑥: PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。</p> <p>6-2-⑦: 化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。</p> <p>6-3-①: 新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数</p> <p>6-3-②: 化学物質と環境円卓会議の年間開催回数</p>
評価に用いた資料等	



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--